

特定健診(国保加入者)・ 後期高齢者健診・人間ドック



保険年金課(国保管理・保健担当) TEL 782-6494・FAX 775-9827
 保険年金課(高齢者医療担当) TEL 775-5125・FAX 775-9827

各健診の対象者には受診券を郵送します。券が届いたら同封の実施医療機関一覧を参照の上、受診してください。特定健診、後期高齢者健診の対象者には、がん検診の受診券を同封します。各健診・人間ドックの詳細は、下表のとおりです。

人間ドックを市内指定医療機関で受診する場合は、事前に補助申請手続きが必要です。保険年金課または各支所・出張所(受診日の15日前までの申請に限る)で手続きをしてください。 ※指定医療機関以外(市外の医療機関など)で受診する場合は、受診後に保険年金課で補助申請手続きをしてください。詳しくは、同封されている案内をご覧ください。

また、特定健診を受診し、メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、健診のおおむね2カ月後に特定保健指導の案内を郵送します。同封の実施医療機関一覧を確認し、事前連絡の上、利用してください。詳しくは『令和4年度版上尾市健康カレンダー』14～16ページをご覧ください。

● 受診上の注意 ●

- 各健診と人間ドックは、いずれかを年度内1回に限り受診できます。2回以上受診した場合、全額自己負担となります。
- 指定医療機関以外で人間ドックを受診する場合、検査項目を満たしていない時は補助対象外となるので注意してください。
- 市国保以外に加入している人は、それぞれの健康保険に問い合わせてください。

	国民健康保険		後期高齢者医療制度	
	特定健診	国保人間ドック	後期高齢者健診	高齢者人間ドック
対象者	40～74歳の国民健康保険加入者	受診日現在35～74歳で国民健康保険税の滞納がない人	75歳以上の後期高齢者医療制度加入者(65歳以上の人で、一定の障害があると認定を受けた人も含む) ※高齢者人間ドックは受診日現在、保険料の滞納がない人に限ります。	
費用	無料	検診料のうち2万円を補助(ただし検診料が2万円を超えない時は全額を補助)	無料	検診料のうち2万円を補助(ただし検診料が2万円を超えない時は全額を補助)
受診期間	5～10月	5月～令和5年2月	5～10月	5月～令和5年2月
検査項目	【特定健診・後期高齢者健診】 問診、身体計測(身長、体重、BMI(体格指数)、腹囲)、診察、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図 【人間ドック】 上記検査項目に加え、便潜血検査、胸部レントゲン、胃部レントゲンまたは内視鏡、腹部超音波、眼底検査など ※特定健診、後期高齢者健診での眼底検査は医師が必要と認めた場合に行います。 ※眼底検査の設備のない医療機関で受診したときは、指定眼科医への紹介制度があります。 ※後期高齢者健診では、腹囲は測定しません。			
申し込み	対象者には4月下旬に受診券を郵送	指定医療機関で受診する場合 事前に指定医療機関に予約をし、健康保険証、特定健診受診券(特定健診対象者)、最近納付した保険料の領収書(口座振替・年金納付の人を除く)を用意して、直接、保険年金課または各支所・出張所へ	対象者には4月下旬に受診券を郵送	指定医療機関で受診する場合 事前に指定医療機関に予約をし、健康保険証、後期高齢者健診受診券を用意して、直接、保険年金課または各支所・出張所へ
		指定医療機関以外で受診する場合 医療機関に予約をして受診後、健康保険証、特定健診受診券(特定健診対象者)、最近納付した保険料の領収書(口座振替・年金納付の人を除く)、検診結果、領収書、振込口座が分かるものを用意して、直接、保険年金課へ		指定医療機関以外で受診する場合 医療機関に予約をして受診後、健康保険証、検診結果、領収書、振込口座が分かるものを用意して、直接、保険年金課へ
受診時に必要なもの	特定健診受診券、健康保険証	指定医療機関で受診する場合 35～39歳の人(特定健診対象外) : 40～74歳の人(特定健診対象) 健康保険証、ドック補助券	後期高齢者健診受診券、健康保険証	指定医療機関で受診する場合 健康保険証、ドック補助券
		健康保険証、ドック補助券		
問い合わせ	保険年金課(国保管理・保健担当)		保険年金課(高齢者医療担当)	